

平成26年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成26年12月18日(木曜日)

議事日程第5号

平成26年12月18日(木曜日)

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第123号から同第135号まで及び同第150号
- 日程第4 議案第136号から同第142号まで、同第151号から同第154号まで、同第159号、請願第6号及び発議第10号
- 日程第5 議案第143号から同第148号まで及び同第155号から同第158号まで
- 日程第6 議案第149号
- 日程第7 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

+

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第123号から同第135号まで及び同第150号
- 日程第4 議案第136号から同第142号まで、同第151号から同第154号まで、同第159号、請願第6号及び発議第10号
- 日程第5 議案第143号から同第148号まで及び同第155号から同第158号まで
- 日程第6 議案第149号
- 日程第7 諮問第1号から同第6号まで
- 日程第8 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 17名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君

7番	田中	立一	君	9番	伊藤	文博	君
11番	大滝	豊	君	12番	高澤	公	君
13番	田原	実	君	15番	吉岡	静夫	君
16番	新保	峰孝	君	17番	倉又	稔	君
18番	松尾	徹郎	君	19番	五十嵐	健一郎	君
20番	古畑	浩一	君				

〈欠席議員〉 2名

8番	古川	昇	君	10番	中村	実	君
----	----	---	---	-----	----	---	---

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市	長	米田	徹	君	副	市	長	織田	義夫	君
総務部	長	金子	裕彦	君	市民部	長	吉岡	正史	君	
産業部	長	加藤	政栄	君	総務課	長	田原	秀夫	君	
企画財政課	長	斉藤	隆一	君	能生事務所	次長	土井	亘	君	
青海事務所	長	大瀬	信明	君	市民課	長	岩崎	良之	君	
環境生活課	長	渡辺	勇	君	福祉事務所	長	加藤	美也子	君	
健康増進課	長	山本	将世	君	交流観光課	長	藤田	年明	君	
商工農林水産課	長	斉藤	孝	君	建設課	長	串橋	秀樹	君	
都市整備課	長	金子	晴彦	君	会計管理者	兼	横田	靖彦	君	
ガス水道局長		小林	忠	君	会計課	長	大滝	正史	君	
教育長		竹田	正光	君	消防長		伊奈	晃	君	
教育委員会	子ども教育課	長	渡辺	寿敏	君	教育次長				
						教育委員会	子ども課	長		
						教育委員会	生涯学習課	長		
						中央公民館	長	兼	務	
						市民図書館	長	兼	務	
						勤労青少年ホーム	館	長	兼	務
教育委員会	文化振興課	長	佐々木	繁雄	君	監査委員	事務局	長	池田	正吾
歴史民俗資料館	長	兼								
長者ヶ原考古館	長	兼								
農業委員会	事務局	長	猪又	康久	君					

〈事務局出席職員〉

局	長	小林	武夫	君	主	査	室	橋	淳次	君
主	査	石崎	健一	君						

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、中村 実議員、古川 昇議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、3番、渡辺重雄議員、11番、大滝 豊議員を指名いたします。

次に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

倉又 稔議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、委員長報告につきましては、総務文教、市民厚生の両常任委員長から、休会中に所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第10号、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書1件が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告をいたします。

総務文教常任委員会では、休会中の12月11日に、次の4点について所管事項調査を行っておりますので、主な内容と経過についてご報告いたします。

初めに、青海屋内水泳プールにおける指定管理者の評価結果についてご報告いたします。

平成22年度より指定管理者制度を導入後、平成25年度では3万7,155人が利用し、当初と比較して約5,700人の増加であります。定期的な水泳教室の開催だけでなく、新たな運動メニューなど外部講師の指導による教室も行い、市民要望に応えるべく努力の跡がうかがえます。

収支状況につきましては、達成度は目標数値の81.1%ですが、年々向上しており、また、評価委員会からは、利用料金、利用者サービスについて、今後、他の類似施設との比較、検証が重要となってくるとの意見が出ております。これら説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指定管理者制度を考える場合、収益性を重要視する場合と、同じ経費で効果を最大限にするという2つの考え方があると思う。

サンドリーム青海の場合は、健康増進を図ることを目的とした施設であり、利用することによって、医療費の削減につながることも考えられるだけに、単に収支だけを捉えるのではなく、幅広い考え方で費用対効果を評価するべきであると思うが、どのように考えるかとの質疑に対して、指定管理者選定委員会を設置して以来、初めての評価を行ったわけであるが、委員ご指摘のとおり、この施設は健康増進、スポーツ振興という設置目的もあるだけに、費用対効果を含め設置目的が達成されているかどうか踏まえ、来年度以降については、それらを考慮に入れながら評価していきたいとの答弁であります。

次に、平成27年度組織機構についてご報告いたします。

今回の機構改革案では、新たに総務部において地域振興課を設置し、定住促進係、地域づくり係の2つの係を置き、人口減少対策、定住・移住促進対策、中山間地域振興策などを所管するとして

います。

また、産業部においては、都市整備課と建設課を統合し新たに建設課として設置し、管理係、用地係、土木係、建築住宅係の4つに再編成するとしています。これらの説明を受けた後、質疑に入っております。

委員より、地域振興課を設置するということであるが、名称を人口対策課として人口増加対策を前面に打ち出してはどうか。また、都市整備課の交通対策関係についても定住促進係に移管したいということであるが、説明願いたいとの質疑に対し、今回、新設予定の地域振興課については、移住・定住、人口対策、中山間地域の振興策全般にわたり対応するものであり、名称については、あくまでも仮称である。委員会の意見を聞く中で最終判断をしていきたい。

また、現在、都市整備課で所管している交通政策全般については、中山間地域における交通確保対策が重要な部分であるだけに、交通政策全般にわたり今後は定住促進係に移管するものであるとの答弁であります。

また、別の委員からは、組織を縦割りで考えていくと、なかなか連携が取りにくくなる。したがって、横の連携が図られる体制を考えるべきではないか。今回も企画財政課から企画課を分離しないだけに、企画財政課は企画財政機能だけとにならないか。各課にまたがると思われる事業については、中心となる課をはっきりとさせ、しっかりと企画と事業推進を各課連携のもとで調整機能を果たしながら、事業推進に取り組まなければならないと思うがどうかとの質疑に対して、事業推進に当たっては、それぞれの担当課で創意工夫をしながら調整しているのが現状である。企画課を独立させることにより、企画力のアップも期待できると思うが、当市の状況を考えた場合、企画調整と財政調整の両方を機能的に図らなければならないだけに、企画財政課として設置しているわけである。ご意見は十分理解できるので、今後とも検討してまいりたいとの答弁であります。

次に、職員不祥事防止についてご報告いたします。

このたびの不祥事を受け、新たに不祥事防止のためのチェックリスト（案）、職員懲戒処分等指針（案）、不祥事防止のための行動指針（案）を作成し、今後の不祥事防止に備えるとしたものであります。

資料について概略説明を受けた後、質疑が交わされておりますが割愛いたします。

また、公会計以外の71に及ぶ外郭団体の管理状況につきましては、改善しなければならない点は見受けられるものの、問題なく処理されていたとの報告を受けております。

次に、総合計画策定方針についてご報告いたします。

今後の総合計画策定に当たっては、現行の総合計画の検証と市長公約を踏まえ、社会経済情勢の変化に係る各種統計データや課題等について整理した上で、策定作業を進めるとしています。

また、仮称ではありますが、新たに糸魚川市総合計画条例を平成27年3月定例会に提案し、基本構想を議会議決とする根拠条例を定めるとしています。

加えて、今までの基本構想は10年、基本計画は5年としてきましたが、社会経済状況の著しい変化や社会制度の変更など、長期展望を見通すことが困難であることを考慮に入れ、基本構想、基本計画ともに計画期間を7年とし、5年ごとに改定を行うとしています。

なお、実施計画につきましては、今までどおり3カ年とし、毎年度、ローリングを行うものであります。今後のスケジュールにつきましては、平成27年度は庁内検討委員会、総合計画審議会に

諮問し、市民アンケートなどを予定し、平成28年度には議会議決を経て完成したいとの説明を受け、質疑なく終了しております。

以上で、総務文教常任委員会所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原副委員長。〔13番 田原 実君登壇〕

○13番（田原 実君）

おはようございます。

本会議開催時に樋口議長からお話がありましたように、中村委員長が本日、欠席されておりますので、委員長にかわり報告をさせていただきます。

市民厚生常任委員会では、12月15日に所管事項調査を行っておりますので、その経過と結果について報告いたします。

調査事項は、指定管理者の評価結果（糸魚川市健康づくりセンター）についてと、次期ごみ処理施設の整備についての2項目であります。

まず、指定管理者の評価結果（糸魚川市健康づくりセンター）について、報告いたします。

担当課からの説明に対し、委員から、指定管理者の自己評価に関しては、各種イベントの開催、地元新聞への記事掲載など、随所に努力した跡が見られるということから評価する。評価委員会の意見にあるように、利益が出たときの市への還元金については、管理者の努力の結果として、市に還元されるのではなく指定管理者の利益にしないとやる気をなくすのではないかという意見があり、市民部長より、基本的には還元金をなくし、その分、合理化に努めていただいて収支の改善を図っていただくという方針である。今のところ還元金を求める予定はないとの答弁がありました。

また、施設利用の宣伝を兼ねる出張運動教室が、平成25年度の1年間で能生谷地区の公民館で

10回、糸魚川市が行っている健康体教室等、市全体では28回であることに對し、出張運動教室指導者の育成や開催が不足しているのではないかと。青海、糸魚川、能生地区それぞれでの出張運動教室を計画的、積極的に実施すべきという意見が出されたほか、企業と連携し、福利厚生事業として施設を利用し、企業の健康診断と、はびねすの運動プログラムを連携させていくことなどについて論議がありました。

次に、次期ごみ処理施設の整備について報告いたします。

担当課からの説明に對し、委員から、ごみ処理方式はストーカ式焼却方式を中心に検討中とのことだが、焼却灰の処理についての検討はどの質問に對して、行政からは、一般的には処分場に埋め立てるが、当地域にはセメント工場が2カ所あることから、そこの協議をしておき、焼却灰については、セメントの原料として処理を行いたいとの答弁がありました。

また、平成27年度に測量調査と地質調査が入っているが、今の焼却場の向かい側に建てるとすれば、そのような近いところでそういう調査はあるのかとの質問に對して、行政からは、この計画については今あるところに限定したものではなく、地質調査等は必要になってくる可能性がある。建設場所については、地元のほうがこれから協議に入るとの答弁がありました。

また、地元との公害防止協定、覚書に関する委員からの質問に關しては、今、關係しているのは大野区と施設のある須沢区だが、大野区としては、これから新たな公害防止協定を結ぶという形であり、これからの協議ということであるが、それは今までの一般廃棄物最終処分場も含めた中での公害防止協定ということになるかと思う。今の敷地内に新たに屋根つきの処分場もつくる計画もあることから、その辺を含めた公害防止協定の締結という形になるかと思う。現施設のある須沢区については協定を結んでおり、5年で見直すという形になっている。今年度、見直しをして新たに協定を結ぶ形になっているとの答弁がありました。

その他多くの意見がありました。割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に對する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3. 議案第123号から同第135号まで及び同第150号

○議長（樋口英一君）

日程第3．議案第123号から同第135号まで及び同第150号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告をいたします。

本定例会初日において、総務文教常任委員会に付託されました本案について、休会中、去る12月11日に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

主な事項についてご報告いたします。

初めに、議案第123号から同第125号までは、国家公務員給与の改定に準拠し、議員並びに特別職の期末手当の支給月数を0.15月引き上げるものであり、また、議案第126号については、県の一般職員の給与改定に準拠し、勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げ、また、初任給及び若年層職員の給料表の引き上げをするものであります。これら議案につきましては共通していることから、一括説明、一括質疑としております。

委員より、議員を含む市長、副市長などの特別職については特別職報酬等審議会があり、そこで審議されていることから二重審査にならないか疑問に思う。今後、考慮すべき事項ではないかとの意見が出ております。

次に、議案第127号、糸魚川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、このたびの給食会計における一連の不祥事を防止する意味で、新たに学校給食特別会計として取り扱うものであります。

委員より、今まで各学校で給食会計を行ってきたが、今後、特別会計にすることにより、管理体制、監査、また、食材仕入れなどはどのようにしていくのか伺うとの質疑に対して、あくまでも、今回は特別会計の1つとして取り扱うための条例改正であり、内容については、3月定例会において一般会計同様にご審議いただくが、予算費目等詳細については、現在、事務レベルで協議している段階であるとの答弁であります。

なお、総務文教常任委員会としては、具体的に会計システムの概要が固まり次第、所管事項調査を行うこととしております。

次に、議案第130号、糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

これにつきましては、審査に入る前に、冒頭、教育長より、第三者委員会の設置につきましては、教育委員会では非公開の場で論議を行い、説明してまいりましたが、ご指摘のとおり教育委員会として、正式な議題として審議を行いませんでした。定例教育委員会に議題として上げ、議論すべきであったと反省しております。

また、一般質問における秘密会の発言につきましては、本会議で訂正をいたしました。定例教育委員会以外の非公開の会議であり、教育委員会会議規則に規定する秘密会ではなく、発言が適切でなかったことを重ねてお詫びします。大変申しわけありませんでしたと、一般質問、いじめ問題に関して陳謝がありました。

その後、条例案の説明後、審査に入っております。

委員より、本来の教育委員会は教育長を含め5人の合議制で行うものである。教育長に対する事務の委任等に関する規則では、教育委員会に属する附属機関の委員の委嘱、また、任命することについては、教育長としてはできないこととなっている。したがって、第三者委員会設置については、教育委員会に諮らなければならないことになる。

教育長が委員会の承認を得ないで第三者委員会による調査委員会を立ち上げたとするならば、明らかに教育長権限を逸脱した越権行為になるとの意見に対して、この規則の捉え方に誤りがあったと思う。申しわけなく思っており、やはり教育委員会の中で、正式に議題として議論すべきであったと反省しているとの答弁であります。

同様の質疑が繰り返行われましたが、委員からは、今回の第三者委員会設置については、完全に教育委員会を軽視し、委員会そのものを形骸化させているのではないかと。教育委員会という上位組織を無視し、独断専行して事後報告、事後承認をやっているのが現状である。今までの数々の問題や不祥事について、その都度、今後このようなことがないように再発防止に努めますという言葉は聞き飽きた。今回の問題については、教育委員会の承認を取らずに独断専行しただけに、これは職務権限、職務規定違反であるとの厳しい意見が出ております。

そのほか活発に質疑が交わされておりますが、重複いたしますので割愛いたします。

なお、委員からも指摘がございましたが、再三にわたる問題や不祥事、あわせて、先月、減給処分最終決定が出されたにもかかわらず、いじめ問題への対応のまずさと教育長の事務委任等に関する規則違反など、新たに問題が明るみになったことを考えるならば、今後の教育行政に著しく不安を感じざるを得ないと同時に、市民から理解が得られるのかどうか甚だ疑問に思います。今後の教育行政について、いま一度、市長を交え適切な対応をされるよう強く要望いたします。

次に、議案第132号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてご報告いたします。

委員より、市民会館の使用時間について、午前9時から午後10時までとなっているが、利用者の仕事時間の関係上、この時間帯では練習時間が限られてくる。11時、12時までの時間延長ができないか利用者への配慮をお願いしたいとの質疑に対しては、時間延長については、臨機応変に対応したいと考えているとの答弁であります。

そのほか機材、楽器等の搬入について、また、工事における安全面、今後のスケジュール及び運営方針などについて質疑が交わされております。

次に、議案第135号、財産の取得についてご報告いたします。

本案につきましては、防災行政無線戸別受信機購入についてであり、防災行政無線のデジタル化に伴い、屋外子局の整備にあわせデジタル方式の戸別受信機を、市内の希望者及び事業所等に貸与するため購入するためのものです。

なお、計画期間は平成24年度から平成33年度までであります。

委員より、この戸別受信機は1台当たり税込みで4万4,280円、希望者には5,000円で貸与するということであるが非常に高額な機種である。また、機能面についても問題があり、大きいだけに災害時に持ち運びすることが困難である。今後の整備計画として総額どのくらいになるのか、購入方法についても工夫する必要があると思うがどうかとの質疑に対して、全国的に防災行政無線はデジタルに移行中であるが、戸別受信機についてはまだまだ高額である。当市の防災行政無線はNEC製であり、同じメーカーの機種でないとうぐあいが生じるため、取り扱い業者を選定し、一般競争入札を行った。今年度の参加業者は1社であったが、このような入札が常態化するとすると検討を要すると思う。

また、購入方法についても検討しながら、価格交渉もしっかりとしていきたい。事業予算については8,800台を購入予定であり、1台4万円として計算すると総額3億5,200万円になるとの答弁であります。

なお、委員より、この事業は国、県からの補助金がないだけに、全額、市が負担することになり、今後の購入に際しては、財政状況も考慮に入れながら、少しでも財政支出を抑えるよう努力願いたいとの意見がつけ加えられております。

次に、議案第150号、平成26年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）について、ご報告いたします。

委員より、光熱水費4,500万円の増額について金額があまりにも大き過ぎる。値上げ分の増額なのか、それとも、その他の要因があるのかどうか伺う。また、当初予算に対して何%の増額になるのかとの質疑に対して、当初予算は4億1,300万円であり、約10.9%の増額である。電気使用量は減っているものの燃料費の調整額、あるいは再生可能エネルギーの発電促進賦課金が想定以上に高かったことによるものである。特に、浄化センター、清掃センターの電気使用量が多いだけに金額面で増額となった。全体としては使用量は減ったものの、燃料調整費と再生可能エネルギーの引き上げ率が夏場に高くなったことが、今回の大きな要因であるとの答弁であります。

なお、そのほかの議案につきましては、質疑なく終了しております。

以上で、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第123号、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第124号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第125号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第126号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第127号、糸魚川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第128号、糸魚川市有線テレビジョン放送施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第129号、糸魚川市児童発達支援施設条例の一部を改正する条例の制定についてを

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第130号、糸魚川市いじめ問題専門委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第131号、糸魚川市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第132号、糸魚川市民会館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第133号、糸魚川市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第134号、新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第135号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第150号、平成26年度糸魚川市集合支払特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第4．議案第136号から同第142号まで、同第151号から同第154号まで、
同第159号、請願第6号及び発議第10号

○議長（樋口英一君）

日程第4、議案第136号から同第142号まで、同第151号から同第154号まで、同第159号、請願第6号及び発議第10号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第10号の説明を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

おはようございます。

当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全ての議案について原案可決であります。

また、継続審査としておりました請願第6号につきましては採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第136号、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の制定については、30分のジオラマの使用時間は、例えば札を置いて何分開始とか、健康づくりセンターはびねすにあるよう

に、ホワイトボードに番号を書いて使用時間を記載するようなことを考えており、管理については、観光協会に委託する予定であるとのことであります。

次に、議案第159号、訴えの提起については、当市では、過去にこうした家賃滞納等で訴訟に及んだことはなく、初めてのケースとのことであります。

市営住宅に居住していないことがわかり、2年ほど前から明け渡し要求をしていたとのことで、面談時には明け渡しを約束したものの履行されず、その後、電話にもほとんど出してもらえなくなり、面談にも応じてもらえない状況になっているとのことであります。ことし8月に最後通告を行ったものの、期限までに明け渡しがなかったことから、弁護士とも相談した結果、訴訟による解決を図りたいというものであります。

次に、9月定例会で継続審査としていた請願第6号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願については、9月の段階で、今年度の生産量全体がわかってから検討してはどうかということで継続審査となったわけですが、先般の国の関係の報道を見ると、過剰米対策について、20万トンを来年秋まで保管して、事実上隔離するということをしており、農業関係者に聞いても、この対応だけでは弱いという話も聞くことから、今回さらに継続審査となると、請願の趣旨が生かされないといったこともあり、願意妥当と認め、採択すべきものと決しております。

なお、本請願は意見書の提出を願意としていることから、発議第10号を提出いたします。

これより意見書の案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書。

2014年産米の取引価格は、全国的に大幅な下落となりました。

今年から経営所得安定対策の米の直接支払交付金が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止されたもとで、これまででさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに下落し、再生産が根底から脅かされる恐れがあります。とりわけ、担い手層の経営への打撃は計り知れないものがあります。

政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、種もみの確保、実需者とのマッチング、貯蔵・調整施設などが未整備であり、生産現場では十分な対応ができない状況にあります。

そもそも、この間の米価の下落は、2013年、2014年度の基本指針を決めた昨年11月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年6月末在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにあります。

また、「攻めの農政改革」で、5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけているものです。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっているいま、政府の責任で需給調整を行うのは当然のことであり、緊急に対策を実施することが求められます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、衆議院議長及び参議院議長に意見書を提出するものであります。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第136号、糸魚川市糸魚川ジオステーションジオパル条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第137号、糸魚川市駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第138号、糸魚川市浄化槽事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第139号、糸魚川市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第140号、糸魚川市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第141号、字の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第142号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第151号、平成26年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第152号、平成26年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第153号、平成26年度糸魚川市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第154号、平成26年度糸魚川市ガス事業会計補正予算（第1号）を採決いたしま

す。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第159号、訴えの提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第10号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第10号、政府による緊急の過剰米処理を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより請願第6号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願については、採択すべきものとみなします。

日程第5．議案第143号から同第148号まで及び同第155号から同第158号まで

○議長（樋口英一君）

日程第5、議案第143号から同第148号まで及び同第155号から同第158号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原副委員長。〔13番 田原 実君登壇〕

○13番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に付託されました本案については、12月15日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告します。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案第143号から148号ま

で、議案第155号から158号まで、議案10件については、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第143号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、平成27年度に第1段階で上げて、平成28年度にも引き上げるという2年連続で上げる計画であるが、2回に分けて上げるのがよいのか、1回で上げたほうがよいのか、行政の判断基準がどこにあるのかという質問に対して、本来、平成27年度で引き上げないと保険税に不足が出るが、それについては平成28年度の改定に向けたときに上乘せということ考えている。それらを勘案し、一旦上げた後、23%程度上がると推計をしている。ただ、平成29年度からの全県での広域化が見えているので、その保険料の水準と平成26年度の決算状況、平成27年度の執行状況を見る中で、再度、検討をしたいとの答弁がありました。

委員からは、市民の皆様から納得していただけるかわからないが、まずは丁寧な説明が必要、しっかり説明してほしいとの意見がありました。

このほか若干の質疑はありましたが、割愛いたします。

議案第148号、指定管理者（糸魚川市斎場及び能生火葬場）の指定については、委員長より、台湾の方の葬儀の時の対応において問題が発生した。いろいろな宗教に対応をしていくということだが、海外のいろいろな宗教に対応できるのかという質問に対して、行政からは、そのような事例があったということで、管理者において外国人対応については重点的に研修をしようということ聞いています。当市で起きた外国人の関係の問題については、言葉の問題が多かったと考える。言葉の問題については通訳を十分活用して、サービスを行っていければと思うとの答弁がありました。

このほか若干の質疑はありましたが、割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第143号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

本条例案は、国保税を2段階に分けて値上げするうちの1回目の値上げ案ということになります。

医療分については所得割3.79%を5.90%に、資産割8.20%はそのまま、均等割1万5,000円を2万2,000円に、平等割1万2,180円を1万7,300円、後期高齢者支援分は所得割1.96%を2.49%に、均等割7,140円を8,600円に、平等割5,640円を6,440円に、介護納付分については、所得割1.78%を2.36%に、均等割1万1,580円を1万5,250円にする等であります。平成25年度決算と比較すると、1人当たり40.6%の増ということであります。低所得者に対する軽減税率適用後の数値はこれより下がりますが、かなりの負担増となります。

市民の暮らしから見ますと、消費税増税等さまざまな負担がふえて、実質所得が減り続ける中で、値上げは厳しいものがあります。このような状況での負担増は、できるだけ抑制すべきと考えます。特に収入の少ない方たちにとって影響は大きいと思います。どうしても値上げせざるを得ないとしても最低限、低所得の方たちに対する一般会計からの市独自の繰り入れをすべきではないかと考えます。

また今後、当市の人口が引き続き減り続け、高齢化が進んで国保加入者が減っていくことも予想されます。現状の取り組みレベルで推移することになれば、医療費はふえ続け、年金者がふえる中で、引き続き国保税の値上げが続くこととなります。

平成22年度の数値であります。健康といいがわ21、中間評価改訂版では、当市の国民健康保険における医療費は県下でも高い状況とのことあります。高血圧、脳梗塞、虚血性心疾患、糖尿病について、県平均を上回っているとのことあります。病気の早期発見・早期治療と健康づくりの体制強化を図り、長期的計画のもとに健康寿命を延ばすことが必要であります。この取り組みの強化がない限り、国保税を上げ続けなければならないこととなります。

根本的には国の負担割合を2分の1に戻さなければ、人口減少、高齢化、生産年齢人口の減少等、地域間のアンバランスを是正することができず、過疎の進む地方ほど重い負担を背負うことにならざるを得ません。このような国の責任で地位間の差を是正することと同時に、市独自の努力として健康づくりを通しての健康寿命を延ばすことによる医療費の削減を図ることが必要であります。そのことが後期高齢者医療費、介護保険の負担軽減にもつながってくるわけであります。

総合的な健康づくりの取り組みと、取り組み体制の強化が求められております。検診受診率の引き上げ等、努力されておりますが、残念ながら、特に実効あるものにするための取り組み体制を強化する点において、十分とはいえないものであります。一般会計からの繰り入れ、健康づくり体制の強化を求め、反対討論いたします。

○議長（樋口英一君）

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第157号、平成26年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての反対討論であります。

本案内容は、システム化の改修委託ということで150万2,000円という事務处理的なもの

であります。後期高齢者医療制度そのものについては基本的に、あるいは総体的な取り組みの中で廃止、見直しを図るべきが妥当な措置と主張させていただいておりますし、いただきます。

よって、本件可決についての反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第143号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第144号、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第145号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第146号、糸魚川市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第147号、糸魚川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第148号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第155号、平成26年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第156号、平成26年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第157号、平成26年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に対する賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第158号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決

+

いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第149号

○議長（樋口英一君）

日程第6、議案第149号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

審査報告をいたします。

12月1日、定例会初日において、総務文教常任委員会に分割付託となりました本案関係部分につきまして、去る12月11日に審査が終了しておりますのでご報告いたします。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な経過と内容について、ご報告いたします。

今回の補正の主なものとしては、財政調整基金積立金、環境整備基金積立金、職員退職手当基金積立金をそれぞれ2億円積み立て、また、職員給与の補正が主なものであります。

初めに、10款1項2目、教育委員会費における教職員住宅改修工事3,000万円について質疑が交わされました。

これにつきましては、能生地域にあります教職員住宅、ぎんなん荘改修工事であり、新たに海洋高校の女子寮として活用するため、個室改修7部屋、食堂・厨房室、管理人室の合計9室を改修したいものであります。

概略説明の後、質疑に入りました。

委員より、海洋高校は、水産高校ということで大変貴重な学校であり、幅広く生徒を募集する意味で、このような事業はぜひ取り組んでいただきたい。女子寮として改修するだけに、明るく清潔な生活環境に配慮願いたい、管理体制についてはどのようなのかとの質疑に対して、今後、能水会の方々と詳細を協議していくが、安全確保を十分に考慮し、管理については、能水会の方々にお願いしたいと考えているとの答弁であります。

そのほか内装、施設整備等について質疑が交わされております。

また、文化振興課関係においては、7項5目、文化行政費のうち、相馬御風宅整備事業について質疑が交わされました。

委員より、この施設に観光客が訪れても相馬先生の資料が展示されておらず、閉館していることも多い。このような状態で、駅北の町屋めぐりとして機能していると言えるのかどうか疑問に思う。御風宅の滞在時間を多くする意味でも、一工夫必要ではないのかとの質疑に対して、今後の整備計画の中で、2つある蔵を、相馬家の履歴がわかるような資料や、江戸時代以降の糸魚川の歴史について、わかりやすい資料を展示できればと考えているとの答弁であります。

以上で、委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

初日の本会議で当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告します。

交流観光課関係の街なかレンタサイクル事業については、市、観光協会、自転車組合の3者で協議会を組織して事業主体となり、窓口機能については、糸魚川駅アルプス口の観光インフォメーションセンターと日本海口の組合加盟店に置く予定で、電動アシスト付き自転車6台と変速付自転車14台を購入し、新幹線開業日の3月14日には事業を開始したいとのことであります。

複数の委員から、レンタサイクルのステーションをふやし、乗り捨てができるような仕組みを検討するように意見が出ております。

商工農林水産課関係では、地元産品販路拡大支援事業について、当初予算で800万円を計上したが、アンテナショップ、食談会、えーねか博等の地元産品のイベントを開催してきて、12月末で予算が切れることから、もう100万円の予算を追加し、新幹線開業まで東京でのイベント、開業時のイベント等に力を入れていきたいとのことであります。

次に、水産資源活用産学官連携事業について、事業主体は一般社団法人能水会で、スタート時は能水会で責任者を1人置き、クラブ活動の中で海洋高校の生徒が生産し、行く行く生産量をふやせることになればパートを雇用するなどして、生産を拡大していく予定とのことであります。

なお、魚醤の原料の鮭については、能生の内水面だけでなく、今年度から青海の内水面も利用しており、いずれ生産量がふえてくれば、名立にも声をかける計画があるそうであります。

これについては指導者の継続性も重要になってくると思われませんが、県内の水産高校は1校で、今現在はクラブ活動で取り組んでいます。今後、学校のカリキュラムも視野に入れながら進めたい考えも聞いており、県教育委員会からも支援を受けていきたいとのことであります。

次に、都市整備課関係の生活交通確保対策事業の増額については、生活交通確保対策補助金交付要綱に基づくもので、燃料単価の高騰と車検時の指摘による修繕費の増額、運賃収入の減収等によ

るものであります。

次に、糸魚川駅自由通路等管理費での観光協会への管理委託について、委員からは、観光協会が市の考えているような対応ができるのかどうかを心配しているとの意見がありましたが、これまでも運営について観光協会と協議してきており、課題等も聞いているが、市の考えている運営については、任せられると認識していると答弁がされております。

北陸新幹線開業記念事業費の増額については、これまでカウントダウンイベント等を実施した中で160万円ほどの増加分が出ていることと、開業記念イベントにジオパーク大使2人から参加してもらうための予算計上であるとのこととあります。

委員より、糸魚川駅の開業時と開業後の誘客方法として、JR西日本が行っている妖怪ウォッチのスタンプラリーを一緒に行ったり、漫画や3Dのデジタルアートを使うなど、夢を描けるような糸魚川駅になってもらいたいとの要望がありました。

そのほかにも質疑はありましたが、割愛をさせていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、田原 実市民厚生常任委員会副委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

田原副委員長。〔13番 田原 実君登壇〕

○13番（田原 実君）

市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分につきましては、12月15日に審査が終了していますので、その経過と結果について報告します。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第149号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）、福祉事務所関係の社会福祉協議会運営費では、委員長より、すば一く能生の屋根の雨漏りへの対応ということだが、その見積もりが隣にあるプールのようになることはないのかとの質疑に対して、行政より、今回、雨漏りということで現地等を確認した結果、当面は一部の金具等の錆びた部分を交換し、防水加工をすれば大丈夫だということで確認しており、プールのときのような不備はないと考えている。

また、工事費の見積もりの精度については、近隣の業者から見積もりをとり、その後、庁内の建築の技術者が現地を確認し、この内容が適切かどうか、最終的にこの積算内容を市の技術職の職員が積算していると答弁がありました。

このほか若干の質疑はありましたが、割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第149号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．諮問第1号から同第6号まで

○議長（樋口英一君）

日程第7、諮問第1号から同第6号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

おはようございます。

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております太田茂機さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております山本明美さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております綱島八十八郎さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております宮本マサ子さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第5号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております吉岡正成さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員を

お願いいたしております倉又富美子さんの任期が、平成27年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第8．閉会中の継続調査について

○議長（樋口英一君）

日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成26年第4回市議会定例会の閉会に当たり、お礼を兼ねまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る1日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき

ましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に6点について、ご報告申し上げます。

最初に、大雪警戒本部設置について、ご報告申し上げます。

急速に発達した低気圧による雪害等に対応するため、昨日午後2時に大雪警戒本部を設置し、情報収集に努めるとともに警戒に当たっております。

被害状況といたしましては、昨夜4地区での停電のほか倒木による通行どめ等がありましたが、今のところ大きな被害は発生いたしておりません。

2点目に、北陸新幹線糸魚川駅の発車メロディーについて、ご報告申し上げます。

12月9日にJR西日本から、来春開業を迎える北陸新幹線で使用される発車メロディーが発表され、糸魚川駅につきましては、市が第1候補として推薦してきました相馬御風作詞、弘田龍太郎作曲の「春よ来い」となりました。

平成27年は御風没後65年であり、「春よ来い」を通じてより多くの皆さんに相馬御風、そして糸魚川を知っていただきたいと考えております。

なお、北陸新幹線のダイヤにつきましては、明日19日に発表される予定であります。

3点目に、駅前アーケードの竣工について、ご報告申し上げます。

糸魚川駅前銀座商店街振興組合が進める新しい駅前アーケードは、今月中に完成し、完成後の一定期間、イルミネーションの装飾を施される予定であります。

来年1月25日のあんこう祭りと同日に、アーケードの竣工記念イベントが開催される予定であり、駅前通りが一新され、中心商店街のにぎわいづくりに寄与できるものと期待をいたしております。

なお、県道糸魚川停車場線につきましては、歩道工事が来月までかかる見込みであります。

4点目に、夏巡業大相撲糸魚川場所の開催について、ご報告申し上げます。

市制施行10周年及び北陸新幹線開業記念事業といたしまして、夏巡業大相撲糸魚川場所を平成27年8月8日（土曜日）に市民総合体育館において開催し、日本相撲協会の力士、行司など、総勢約280名が参加する予定であります。

今後は、糸魚川場所開催への招致に協力いただいた株式会社新潟総合テレビや、経済団体、観光協会、体育協会などから協力をいただき、実行委員会を立ち上げて準備を進めてまいります。

5点目に、国道148号の早期復旧と松糸道路の早期整備の要望活動について、ご報告申し上げます。

11月22日に発生の長野県北部を震源とする地震に伴う土砂崩落により、国道148号が断絶され、物流や住民生活に多大な影響を及ぼしました。

そのため12月10日に新潟県に対し、国や長野県による国道148号の復旧への支援要請を実施するとともに、緊急時の輸送道路の確保、及び災害に強い道路網構築に向けた地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の早期整備について要望いたしたところであります。

国道148号につきましては、12月9日に応急復旧工事が終わり、片側交互通行が可能となっておりますが、このたびの大雪により、県境から白馬までの間、通行どめが発生をいたしております。

また、被災地への支援といたしまして、12月8日から12日までの間、職員を2人体制で小谷

村へ派遣し、被災家屋の判定業務に当たってきたところであります。

最後に、総合計画の実施計画について、ご報告申し上げます。

平成27年度からの3年間で取り組む主要な事業を定めた実施計画を作成いたしましたので、本日、議員の皆様にお配りをさせていただきました。

今後、この実施計画をベースにし、新年度予算の編成作業を進める予定であります。

以上、6点について、ご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、平成27年3月市議会定例会の招集日を、2月23日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（樋口英一君）

これもちまして、平成26年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

〈午前11時31分 閉会〉

+

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員